

## ■□ 第3章 計画の基本的な考え方

---

# 1 計画策定の基本理念

将来像

## 『 輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋 』

人生には、様々な節目があり、置かれている環境も人それぞれです。また、生き方や働き方も多様化しています。そのような中で、一人一人が、性別や置かれている環境に制約されることなく、社会の対等なパートナーとして責任を分かち合い、お互いを思いやり協力し合いながら、自らの意思で自分らしい生き方を選択し、その生き方に自信と誇りを持ち、個性と持てる能力を十分に発揮し、一人一人がその人の価値観の中で輝くとともに、そうした市民一人一人が社会の一員としてまちづくりに参加し、多様性に富んだ豊かで活力あふれる社会を目指します。

基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度・慣行についての配慮
- 3 あらゆる分野における参画機会の平等と責任の共有
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

### 男女共同参画社会とは…

～国第4次男女共同参画基本計画の基本的な考え方より～

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条第1号）と規定されています。

国の第4次男女共同参画基本計画の策定においては、目指すべき男女共同参画社会として、以下の4つの社会が提示されています。

- ▶ 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ▶ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ▶ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ▶ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

## ◆ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、男女の持つ生物学的な性に基づいた固有の能力や役割（例えば、出産や授乳など）を尊重した上で、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による偏見や差別的な取り扱いを受けないこと、性別にとらわれず、一人の人間としてそれぞれの個性と能力を発揮し、多様な生き方が選択できることが必要です。

また、個人の尊厳を著しく害し、基本的な人権を大きく侵害する男女間のあらゆる暴力と人権侵害の根絶は、男女共同参画社会の形成において克服すべき重要な課題です。

## ◆ 社会における制度・慣行についての配慮

すべての人が、性別にとらわれることなく、自らの意思で多様な生き方を選択し、その生き方に自信と誇りを持ち、あらゆる分野において活躍できるよう、男女の社会における活動の選択に対して中立となっていない制度や慣行について、家族形態の変化やライフスタイルの多様化など社会経済情勢の変化も踏まえ、できる限り中立的に働くよう配慮が必要です。

## ◆ あらゆる分野における参画機会の平等と責任の共有

就業、家庭生活、地域活動、政策・方針決定過程など、あらゆる分野において、性別にとらわれることなく参画する機会が平等に与えられ、また、一方的に責任や原因を押し付けるのではなく、男女が共に協力し合い、責任を分かち合っていくことが必要です。

## ◆ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画していくためには、家庭生活において、家族を構成する人々が、互いを思いやり協力し合い、共に家族の一員としての責任と役割を果たしながら良好な家庭を築くとともに、家庭生活以外の仕事や自己啓発、地域活動など他の活動との両立ができるようにすることが必要です。とりわけ職業生活においては、長時間労働等により家庭生活や他の活動が制限されることがないように、その置かれている環境や性別にかかわらず、互いを認め合い協力し合い、仕事と家庭生活の調和を実現していくことが必要です。

## 2 計画において強調すべき視点

本計画の策定にあたり、以下の5つを強調すべき視点としました。なお、ここで掲げる強調すべき視点とは、本計画におけるすべての目標や施策の方向性において、前提となる共通の考え方を示しています。

### 視点1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境の整備

性別に基づく固定的な役割分担意識（「男性は仕事、女性は家庭」など。）や性差に対する偏見、また、それらに起因する社会制度や慣行・慣習などは、依然として家庭や職場、地域など、社会のあらゆるところに根強く残っており、男女間の不平等を感じる要因の一つになっています。

男女共同参画社会の実現は、女性のための施策ととられがちですが、女性を優遇するというのではなく、性別やその置かれている環境にかかわらず、一人一人が自分らしくいきいきと生活できる社会を実現することです。

市民一人一人が身近な問題として、自分の暮らしや働き方、意識を見つめなおし、男女共同参画社会が、男性にとっても女性にとっても、誰にとっても暮らしやすい社会であるとの気づきにより、それらの解消が進むなどの機運の醸成を図っていくため、誰もが正しく理解し共感することができるよう、男女共同参画推進の意義の浸透に向けた啓発活動を推進するとともに、それらが行動に移せるような環境の整備が必要です。

### 視点2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、仕事と家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現することです。誰もが同じように仕事と家庭のバランスを等しくすることではありません。

男女を問わず、また、あらゆる年代の人が、人生の段階に応じて、その人の希望するバランスで様々な活動を実現していくためには、特定の人だけが実現できればよいということではなく、互いの立場や置かれている環境を認め合い、協力し合うことが大切です。また、家庭の中にあっては、家族間でコミュニケーションを図り、責任を分かち合い、それらが相互に共有され、理解し、協力し合っていることが大切です。

そうした様々な活動による多様な経験は、多様な価値観の醸成に通じ、視野を広げることにつながり、あらゆる活動の活性化につながっていきます。

### 視点3 多様な人材の参画による地域社会の活性化

「まち」の最も大切な資源は、「人」です。人口減少社会を迎える中で、女性をはじめとする多様な人材の参画が社会のあらゆる分野において進むことは、企業活動、行政、地域社会等に多様な視点や創意工夫をもたらし、すべての人に暮らしやすい社会をもたらすとともに、将来にわたって、活力ある持続可能な地域社会の構築につながります。

そのため、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識の高揚を図り、性別や世代を超え、多様な人材を発掘、育成し、社会のあらゆる分野において主体的に活躍する人づくりを推進するとともに、そうした多様な価値観が地域づくりに反映されていくことが求められています。

### 視点4 生活上の様々な困難を抱えた人が安全・安心に暮らせる環境の整備

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規雇用労働者の増加など就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化が進展する中で、貧困に陥る層が増加するなど、様々な生活上の困難を抱える人が増加しています。

特に、女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用に就きやすい就業構造、賃金等の男女間格差などにより、経済的な支援が必要となるリスクが懸念されます。さらに、女性に対するあらゆる暴力は、安心・安全に暮らし、自らの生き方を自らで選び豊かに生きるといった基本的な人権を大きく侵害し、社会参加を困難にすることもあります。また、貧困などによる生活上の様々な困難な状況は、次世代に連鎖し、未来を担う子どもたちの健やかな成長と社会へ参加する機会を奪うことにつながります。

そのため、家庭や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築を図り、あらゆる人権に配慮し、生活上の様々な困難を抱える人々が直面する問題を解決していく必要があります。

### 視点5 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は、人権を侵害し、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めようとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するため、社会全体で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為等の暴力行為は多様化し、若い世代においても広がりを見せ、依然として深刻な社会問題となっています。しかしながら、そうした行為の一つ一つは、外部からその発見が困難な家庭内や親密な関係において行われるため、潜在化しやすく被害が深刻化しやすい傾向にあります。

自らの生き方を自らで選び豊かに生きるといった基本的な人権を大きく侵害する、男女間のあらゆる暴力と人権侵害の根絶をめざし、そうした暴力や人権侵害を容認しない社会風土の醸成を推進するとともに、一人一人が自分の身を守るために、被害を未然に防ぐための知識と意識を高めるための取り組みを一層強めていく必要があります。また、被害にあわれた方に対する相談体制の充実、保護から自立支援に至る各段階における切れ目のない支援など、あらゆる暴力の形態に応じた根絶のための総合的な取り組みが必要です。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度・慣行についての配慮
- 3 あらゆる分野における参画機会の平等と責任の共有
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

#### 将来像

『 輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋 』

#### 強調すべき視点

- 視点1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と環境の整備
- 視点2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 視点3 多様な人材の参画による地域社会の活性化
- 視点4 生活上の様々な困難を抱えた人が安全・安心に暮らせる環境の整備
- 視点5 あらゆる暴力の根絶

#### 基本目標

#### 重点目標と施策の方向

##### 基本目標 1

男女共同参画社会の  
実現を目指した  
意識づくり

##### 1 男女共同参画に関する正しい理解と意識改革

- (1) 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習・慣行の見直し
- (3) メディアにおける男女の人権の尊重
- (4) 男性にとっての男女共同参画

##### 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 家庭や地域における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- (2) 学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

## 基本目標

## 重点目標と施策の方向

### 基本目標2

あらゆる分野において  
誰もが平等に  
自分らしく生きられる  
社会づくり

#### 1 働く場における女性の社会参画への支援

- (1) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた働きかけ
- (2) 働く女性，働きたい女性に対する支援
- (3) 農業・漁業・商工業等自営業分野における女性参画の推進

#### 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発
- (2) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (3) 職場における環境づくり
- (4) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- (5) 男性の子育てや介護，地域活動への参加支援

#### 3 地域における男女共同参画の推進

- (1) 生涯学習の充実と参加しやすい環境の整備
- (2) 地域人材の活用と人材の育成

#### 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 地方自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の人材育成

### 基本目標3

すべての人に  
安全安心な  
生活環境づくり

#### 1 生涯を通じた健康の保持・増進に向けた支援

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進支援の推進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

#### 2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の根絶に向けた意識啓発
- (2) 被害者相談・支援体制の充実

#### 3 様々な生活上の困難や課題を抱える方への対応

- (1) ユニバーサルデザインによる環境整備の推進
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の充実
- (3) 高齢者が安心してその人らしく暮らせる環境の整備
- (4) 障がい者等が安心してその人らしく暮らせる環境の整備
- (5) 災害により困難に直面するあらゆるニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

## 4 計画の推進における市民・事業者・行政の役割

### 《 市民・事業者・行政の役割分担と連携・協力による計画の推進 》

将来像『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』の実現に向け、本計画を推進していくにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、十分にコミュニケーションを深めながら、相互の信頼と合意のもとに、一人一人ができることから行動を起こし、共に男女共同参画を進めていく必要があります。そのため、それぞれの役割を次のようにすることとします。

#### 市民・市民団体

##### 《日常生活での推進》

固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に権利と責任を分かち合い、理解し、協力し合い、家庭や職場、地域などあらゆる分野で男女共同参画を推進します。

##### 《まちづくりへの積極的な参画》

市民一人一人が、男女共同参画を正しく理解し、行政と共に考え、積極的に参画し、連携と協力を図りながら男女共同参画のまちづくりを推進します。

#### 事業者

##### 《事業活動での推進》

事業活動において、男女の均等な機会と待遇を確保し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立できるような職場環境づくりを推進します。

##### 《市の施策への協力》

男女共同参画のまちづくりに向けた市の取り組みについて理解し、連携・協力を図りながら、男女共同参画を推進します。

#### 行政

##### 《市民・事業者との連携》

市民・事業者と、共に男女共同参画のまちづくりのあり方を考え、連携・協力し、それらの実現に向けた施策を実施します。

##### 《施策の推進》

市が実施するあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映され、市民一人一人が個性と能力を發揮し、多様な生き方が選択できるよう、社会環境や条件の整備を進めます。

##### 《国・県との連携》

国・県など関係機関と十分に連携を図り、男女共同参画の推進を図ります。

### 目指す将来像

『輝いて 自分らしく生きられるまち 鹿嶋』